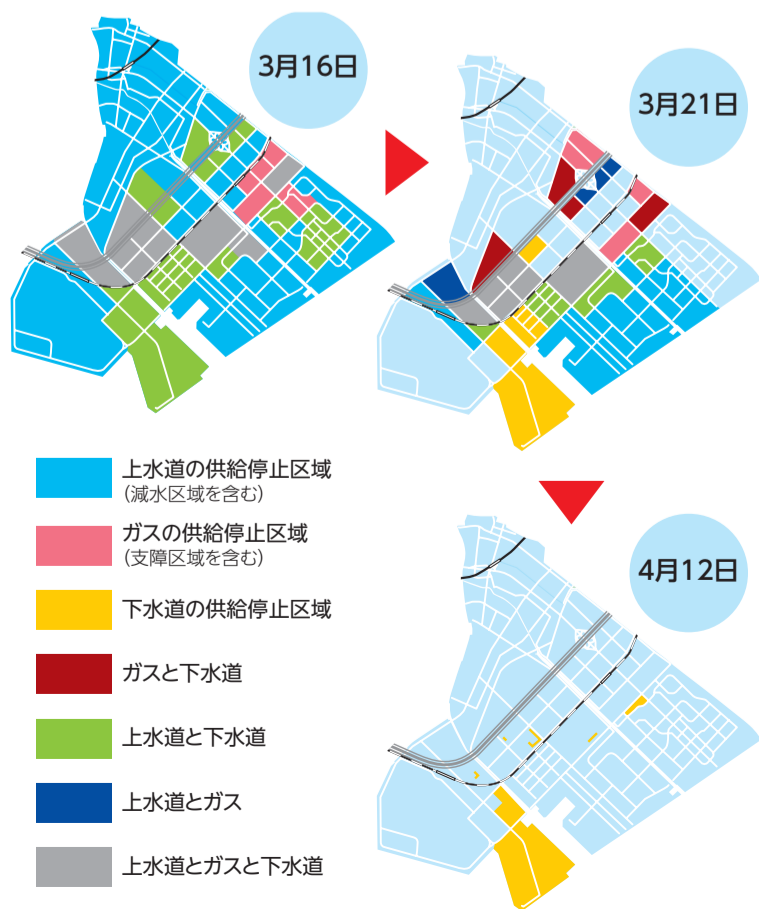


統一地方選をめぐる市の動き



ライフラインの復旧の推移



ライフラインの応急復旧

3月11日午後2時46分を境に、私たちの日本は、その様相を一変してしまいました。

宮城県沖を震源として、東北3県に空前の被害をもたらした今回の巨大地震は、私たちの浦安市にも甚大な被害をもたらしました。当初震度5強といわれていましたが、その後舞浜三丁目の京葉ガス施設内の震度計では震度6弱が記録されており、市域の85%に当たる埋め立てエリアで、液状化による土砂の噴出が起き、それによってガスや上下水道などのライフラインが壊滅的な被害を被りました。

市では、地震発生約1時間後に災害対策本部を招集し、以来1カ月が過ぎた現在もライフラインの復旧に全力で取り組んでいるところです。

これまで、自衛隊の皆さんをはじめ、ほかの市町村自治体の職員、多くのボランティアの皆さんなど、多くの支援をいただき、液状化により地上に噴出した土砂の撤去や、給水活動にご尽力賜りました。

▼道路
予想をはるかに超える液状化により、中町・新町地区の道路の被害は、延べ11.8キロメートルにもおよび、道路の亀裂を埋めるなど、とりあえず通行できる程度の応急復旧工事を建設業協会の皆さんや、近隣の建設・土木の業者の皆さんの協力を得て、3月31日に終えたところです。

▼都市ガス
京葉ガスでは、東京ガスの600名もの応援部隊を得て、3月30日にはガスが応急復旧を終え、市内全域にガスの供給が可能になりました。

▼水道
震災から1週間は元町を含む市内全域で断水や減水状態が続き、災害対策本部での最優先課題は水の確保で、発災翌日の3月12日から自衛隊員延べ600名に本格的な給水支援を行っていただきました。

千葉水道局も懸命に復旧作業を行っていただいたものの、被害の程度が予想以上に大きく、当初の予定を大幅に超える4月6日に上水道が応急復旧されました。

▼下水
トイレやお風呂が入れるようになる下水道の応急復旧については非常に難航しているのが現状です。

災害対策本部では下水道の復旧を最重要課題として対応してきました。市の窮状を見かねた東京都下水道からの、1班10名で20班200名もの力強い応援を得て、何とか4月15日の応急復旧と使用制限解除の目処が立ったところです。

最後までトイレが使えず、またお風呂も入れない状況を強いられ、被災した地区の皆様には、申し訳なく思っています。

千葉県議会議員選挙について

災害対策本部長として

臨時特例法の指定を

地方統一選挙を巡って、さまざまな報道がなされましたが、最低限のライフラインの応急復旧の目処が立たなかったことで、改めて市民の皆様にご理解とご協力をいただくため、経緯と今後についてお知らせさせていただきます。

前記の通り地域の85%に当たるエリアで、液状化により、ガス・上下水道などのライフラインが壊滅状態になり、中には二重苦、三重苦を強いられるご家庭もありました。

中町・新町地区の保育園、幼稚園、小・中学校も甚大な被害を受け、被災後しばらく休園・休校をしましたが、そのまま再開できず春休みに入らざるを得ない状況でした。

また、春休みに入ると同時に、ご自宅を連れて、実家や兄弟姉妹、親戚の家を頼り市外に一時避難された市民も多くいました。

この状況に千葉県警察本部では危機感を持ち、3月25日から機動隊による24時間の巡回パトロールを実施し、現在も継続中です。国会では、被災から80日目の3

「選挙」の適正な執行とは？

地震発生からライフラインが壊滅状態で、発災後11日目ではまだ応急復旧の目処すら立っていません、ガスの供給が停止状態になってきたのが約8600世帯、水道の断水状態が約1万4000世帯、下水道の使用制限区域でトイレが使用できず、お風呂にも入れない状態が約1万1900世帯ある最中でした。

加えて余震や新しい地震が頻発している状況下で、平時の市長職に加えて、非常時の災害対策本部長として私は、応急復旧に専念するために市の通常業務を止めて全庁挙げて臨むよう指示しました。

また、民主主義の根幹でもある「有権者の参政権を適切に行使させる義務」を負うものとして、あの時点で、「選挙を適正に行える状況にはない」と判断し、災害対策本部長である市長として市選管委員長に対して、

「依然として本市の被害が拡大し市が協議のうえ、県選管に同日付けて回答しました。地震発生から11日後に当たります。」

現場との乖離に強い失望感

被災した中町・新町地区の19投票所が液状化や損壊などで安全が確保できない

一時避難している市民も多く、有権者として適切な判断をなしえず、適正に選挙を行える状況下にはない

立候補者も、被災市民が土砂の撤去など、被災から必死に立ち直ろうとしている状況下では、適切な選挙運動も行い得ないなどの意見を提出しました。市選管では、協議のうえ、3月22日付けで、

有権者および候補者の安全が確保できない
有権者が適正な判断をすることができない状況ではない
候補者が十分な選挙活動を果たすことができる状況ではない
正常な投票を行うこと自体、物理的に不可能である

現場との乖離に強い失望感

しかしながら、県選管委員長は、同日の22日付けで総務大臣に「浦安市選挙管理委員会は、(予定されている統一地方)選挙の期日においては、選挙を適正に行うことが困難である旨の回答がありました」と記した後、「当該回答を踏まえ、慎重に検討したところ、当委員会の意見としては、浦安市においては選挙期日における選挙の適正な執行に懸念はあるものの、浦安市選挙管理委員会からの要請があれば本県及び県内市町村に応援を働きかけるなどの措置により、選挙事務を適正に行うことは必ずしも不可能ではないと思われまふ」と、回答しました。

要約しますと、市選管が「選挙を適正に行うのは困難」としたものを、県選管は「選挙事務を行うのは可能」としたものです。

しかし、総務大臣が県選管に求めたのは、あくまでも「選挙の適正な執行」が可能か否かであって、「選挙事務」の可否ではありませんでした。

県選管委員長が右記のように、総務大臣に回答したことによって、今回の騒動が始まったと私は思っています。

現場との乖離に強い失望感

また、総務省、総務大臣・副大臣・政務官などにも、県選管と市選管の見解に隔たりがあるが、是非被災地である地元市選管の意見を尊重し、延期の指定をしていただくようお願いして参りました。

しかし、総務省としては県選管の意見を尊重するとの見解の繰り返しで、4月1日の告示日を迎えました。

さらにこの間、余震や新たな震源の地震が依然として続く中で、道路の陥没が相次ぎ被害の拡大も報告されていたところです。

私は、今まで述べたように、まずは日常生活の基本であるライフラインの壊滅で苦しんでいる市民に対して、応急復旧に全力を挙げることが市として喫緊の課題と考えました。

現場との乖離に強い失望感

車で視察したところ、県選管事務局の職員も同行せず、市の災害対策本部にも、市選管にも立ち寄らず、選挙が適正に行い得ると判断したとのこと。

また、片山総務大臣も記者会見で「総務省の職員を現地に派遣してつづき視察した」とのことでしたが、これも災害対策本部では事実確認ができていません。

3月23日に市の選挙委員長と市長の連名で提出した抗議書の回答文の中で、土田吉彦県選管委員長は、「この危機の時に、浦安市民の声を県政に伝える県議会議員選挙を施行できたときは、称賛されこそすれ決して非難を受けることではないと思慮致します。そればかりか、ほかの被災都市やそれらの住民にとって、浦安市の選挙施行は、多大な励みにもなり、また、浦安市民にとっても、勇気と希望を与えるものと確信します。」(原文のまま)と述べられ、現場との乖離に、強い失望感とともに、怒りを禁じ得ませんでした。

浦安市議会議員選挙の執行について

市選挙管理委員会では、このたびの東日本大震災による被害状況などから、適正かつ公正な選挙は執行できないと判断し、市災害対策本部長である市長とともに、総務大臣や千葉県選挙管理委員会委員長に対して、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」の規定に基づき指定による統一地方選挙の期日の延期を要望しましたが、3

月29日に総務省より第3次指定の発表があり、最終的に本市は指定を受けることができませんでした。

市選挙管理委員会としては、総務大臣の指定を受けられない状況において、法律に基づいて選挙の執行に向けて全力を尽くす必要があるため、4月4日に市長へ選挙の執行について協力を要請しました。この結果、市の災害復旧作業が進み、4月15日を目標にすべてのライフ

「法の想定外の事態」へ

県選管は、今回の臨時特例法が、県議会議員選挙(以下県議選)の場合、一部の選挙区だけを除外する制度になっていないため、千葉県全体の選挙を優先して国に回答したとのことですが、私としても千葉県全体の選挙を延期してほしいと要望してきたものではなく、あくまでも被災地としての特例を求めたものです。

しかし、今回の臨時特例法では、一選挙区のみの特例を制度として予定していないことが、今回の混乱の基であり、正に「法の不備」であることが明らかになり、結果的に法の予期しないところへと進んでいくことになりました。

また、今までの新聞報道などで、市議会議員選挙が執行でき得る状況になったことに対して、「県議会選挙ができないのに、2週間後の市議会議員選挙がなぜできるのか」と、県選管がコメントしていますが、正に現場を知らずに机上で語るものと強い憤りを覚えます。

2週間の短い期間でもライフラインの応急復旧に全力を傾けた結果、4月15日に応急復旧の目処が立ち得たことで、災害対策本部

の縮小の目鼻がついたことでもあり、この2週間の変化は応急復旧に携わった多くの皆さんの努力の結果であり、応急復旧の状況(下表参照)を見ていただければ一目瞭然です。

法の想定外の中で、市選管は執行不可能、県選管は可能との平行線のまま選挙の告示日の4月1日、10日の投票日を迎えました。が、今後の選挙執行については、県選管は県選管が、再選挙あるいは補欠選挙のいずれかを判断して、新たに執行することになります。

ご協力をいただいた市民の皆様にご心から敬意とともに感謝申し上げます。

浦安市選挙管理委員会委員長 長野敏樹

応急復旧の状況

	ガス		上水道		下水道	
	供給停止世帯	復旧率	断水世帯	復旧率	使用制限世帯	復旧率
3月12日	5100戸	—	3万3000戸	—	—	—
18日	8631戸	0%	3万3000戸	0%	8661戸	—
20日	8631戸	0%	1万4000戸	81.8%	1万1908戸	0%
25日	3696戸	57.2%	4500戸	94.2%	8172戸	31.4%
30日	0戸	100%	4000戸	94.8%	7476戸	37.2%
4月6日	—	—	0戸	100%	4568戸	61.6%
9日	—	—	—	—	2672戸	77.6%
15日	—	—	—	—	0を目標に	100%目標

*上水道の復旧率は、減水復旧を含む